

平成二十二年六月十一日受領
答弁第五三四号

内閣衆質一七四第五三四号

平成二十二年六月十一日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による定例記者会見の開放に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察庁による定例記者会見の開放に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

檢察当局においては、いずれの檢察庁においても、司法記者クラブ等の記者クラブに所属していない記者も含めた記者会見を実施することとしており、準備が整った檢察庁から、順次、実施しているところ、実施する記者会見の種類、頻度等については、記者会見についての要望等に関する各檢察庁の実情に応じて定めることとしているものと承知している。

三について

檢察当局においては、一及び二について述べたとおり、準備が整った檢察庁から、順次、司法記者クラブ等の記者クラブに所属していない記者も含めた記者会見を実施しているものと承知している。

四から七までについて

法務省において把握している範囲では、準備が整った檢察庁において実施した司法記者クラブ等の記者クラブに所属していない記者も含めた記者会見の際に、テレビカメラによる撮影を認めた事例も断った事例もなかった。